

# 役員報酬規程

社会福祉法人 山王保育園

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 山王保育園（以下「当園」という）定款第8条、第21条の規程に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 理事会及び役員研修に出席する役員に対して、実費として3,000円を弁償することができる。ただし、同一日に理事会及び役員研修の両方に出席する場合は1回とみなす。  
2 監事が定款第32条の規定に基づき監査したときは、前項の規定を準ずる。

(委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。